協議第19号の２

特別職の身分の取扱いについて（継続協議）

特別職の身分の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年１月20日
平成16年９月６日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会　長　　内　橋　直　昭

特別職の身分の取扱い
⑴　市長、助役、収入役及び教育長 任期等は、法令の定めるところによる。給料の額は、西脇市の例により新市発足までに調整する。 ⑵　議会議員及び農業委員会委員 報酬の額は、西脇市の例により新市発足までに調整する。 ⑶　教育委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員、固定資産評価審査委員会委員、公平委員会委員 委員の数、任期は法令の定めるところによる。報酬の額は、西脇市の例により新市発足までに調整する。 ⑷　その他特別職 その他特別職（消防団を除く。）で新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の委員数、任期、報酬額を基に新市発足までに調整する。
平成16年２月19日⑴⑶⑷確認 平成16年９月30日⑵確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

専門部会名	総務・企画部会

協定項目	１０　特別職の身分の取扱い	関係項目	特別職の職員の報酬及び費用弁償
調整内容	⑴　市長、助役、収入役及び教育長 任期等は、法令の定めるところによる。給料の額は、西脇市の例により新市発足までに調整する。 ⑵　議会議員及び農業委員会委員 報酬の額は、西脇市の例により新市発足までに調整する。 ⑶　教育委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員、固定資産評価審査委員会委員、公平委員会委員 委員の数、任期は法令の定めるところによる。報酬の額は、西脇市の例により新市発足までに調整する。 ⑷　その他特別職 その他特別職（消防団を除く。）で新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の委員数、任期、報酬額を基に新市発足までに調整する。		

項　目	法定協議会設置以降	合併の日の前日	合併の期日	市長選挙期限 (合併の日から50日)	新市長による議会の招集
市長職務執行者	あらかじめ首長間で首長から選定		就任	新市長選出により失職	
市町長		失職　20日以内に市長職務執行者に引継ぎ		新市長誕生	
助役		失職　10日以内に市長職務執行者に引継ぎ			議会の同意を得て選任
収入役職務代理者			市長職務執行者が選任		新収入役選任により失職
収入役		失職　10日以内に収入役職務代理者に引継ぎ			議会の同意を得て選任
選挙管理委員　4人	委員の互選で４人決定	失職	暫定選挙管理委員会発足		議会で選挙
同補充員　4人		失職	新たに選任されるまで空席		議会で選挙
教育長		失職	臨時に選任された教育委員会の委員の互選		教育委員のうちから教育委員会が任命
教育委員　5人	現在の委員から５人決定	失職	市長職務執行者が教育委員会の委員から臨時に選任 任期は新議会の末日まで		議会の同意を得て選任
固定資産評価審査委員会委員　3人以上	現在の委員から３人以上決定	失職	市長職務執行者が従来の委員から選任（市長選までの任期） 任期は新委員が選任されるまで		議会の同意を得て選任
監査委員 3又は2人		失職	新たに選任されるまで空席		議会の同意を得て選任
公平委員会委員　3人		失職	新たに選任されるまで空席		議会の同意を得て選任
固定資産評価員		失職	新たに選任されるまで空席		議会の同意を得て選任
その他審議会等の委員		失職	新たに選任されるまで空席		選任等の手続

現況								調整方針
西脇市				黒田庄町				
市長		月額	970,000円	町長		月額	720,000円	任期等は法令の定めるところによる。給料の額は、西脇市の例により新市発足までに調整する。
助役		月額	790,000円	助役		月額	600,000円	
収入役		月額	700,000円	収入役		月額	550,000円	
教育長		月額	700,000円	教育長		月額	550,000円	
議長		月額	490,000円	議長		月額	290,000円	報酬の額は、西脇市の例により新市発足までに調整する。
副議長		月額	430,000円	副議長		月額	220,000円	
議員		月額	390,000円	議員		月額	190,000円	
教育委員会	委員長	月額	65,000円	教育委員会	委員長	年額	360,000円	委員の数、任期は法令の定めるところによる。報酬の額は、西脇市の例により新市発足までに調整する。
〃	委　員	月額	55,000円	〃	委　員	年額	280,000円	
〃	社会教育委員	日額	7,800円	〃	社会教育委員	年額	8,000円	
〃	公民館運営審議会委員	日額	7,800円	〃	公民館運営審議会委員	年額	8,000円	
〃	体育指導委員	年額	27,000円	〃	体育指導委員	年額	20,000円	
〃	学校給食センター運営委員会委員	日額	7,800円	〃	学校給食共同調理所運営委員	年額	8,000円	
〃	文化財審議会委員	日額	7,800円	〃	文化財審議会委員	年額	8,000円	
監査委員	識見を有する者	月額	92,000円	監査委員	識見を有する者	年額	180,000円	
〃	議会選出	月額	37,000円	〃	議会選出	年額	120,000円	
選挙管理委員会委員	委員長	月額	39,000円	選挙管理委員会委員	委員長	年額	50,000円	
〃	委　員	月額	30,000円	〃	委　員	年額	40,000円	
〃	臨時に補充した委員	日額	7,800円	〃	臨時に補充した委員	日額	7,200円	
〃	投票管理者	1選挙	13,200円	〃	投票管理者	日額	12,700円	
〃	開票管理者	1選挙	13,200円	〃	開票管理者	日額	10,700円	
〃	選挙長	1選挙	13,200円	〃	選挙長	日額	10,700円	
〃	投票・開票・選挙立会人	1選挙	12,600円	〃	投票立会人	日額	10,800円	
				〃	開票・選挙立会人	日額	8,900円	
公平委員会	委員長	年額	89,000円	公平委員会	委　員	年額	8,000円	
〃	委　員	年額	77,000円					
固定資産評価審査委員会委員		日額	8,300円	固定資産評価審査委員会委員		年額	8,000円	
農業委員会	会　長	月額	48,000円	農業委員会	会　長	年額	120,000円	報酬の額は、西脇市の例により新市発足までに調整する。
〃	副会長	月額	38,000円	〃	副会長	年額	100,000円	
〃	委　員	月額	35,000円	〃	委　員	年額	90,000円	
表彰審査委員会	委　員	日額	7,800円					その他の特別職で新市において引き続き設置する必要があるものは、現行の委員数、任期、報酬額を基に新市発足までに調整する。
名誉市民選考委員会	委　員	日額	7,800円					
国民健康保険運営協議会委員		日額	7,800円	国民健康保険運営協議会委員		年額	10,000円	
民生委員推薦会		日額	7,800円					

現況							調整方針
西脇市					黒田庄町		
防災会議	委員		日額	7,800円			
市営住宅入居者選考委員会委員			日額	7,800円			
特別職報酬等審議会	委員		日額	7,800円	特別職報酬等審議会 委員	年額 8,000円	
情報公開審査会	委員		日額	7,800円	情報公開審査会及び個人情報保護審査会委員	日額 8,000円	
青少年問題協議会	委員		日額	7,800円	青少年問題協議会 委員	年額 8,000円	
生涯学習まちづくり審議会委員			日額	7,800円			
都市計画審議会	委員		日額	7,800円			
同和対策審議会	委員		日額	7,800円	地域改善対策審議会 委員	年額 8,000円	
環境審議会	委員		日額	7,800円	環境保全審議会 委員	年額 8,000円	
規制対象施設建築審査会委員			日額	7,800円			
勤労福祉センター運営委員会委員			日額	7,800円			
産業立地審議会			日額	7,800円			
公務災害補償認定委員会委員			日額	7,800円	公務災害補償認定委員会委員	年額 8,000円	
公務災害補償審査会	委員		日額	7,800円	公務災害補償審査委員会委員	年額 8,000円	
消防団	団長	年報酬	年額	205,000円	消防団 団長	年額 160,000円	消防団については、協定項目№21消防団の取扱いで別途協議する。
〃	副団長	〃	年額	143,000円	〃 副団長	年額 100,000円	
〃	分団長	〃	年額	70,000円	〃 本部付指導員	年額 70,000円	
〃	〃	出動報酬	1回につき	480円			
〃	副分団長	年報酬	年額	49,000円			
〃	〃	出動報酬	1回につき	480円			
〃	部長	年報酬	年額	27,000円	〃 分団長	年額 20,000円	
〃	〃	出動報酬	1回につき	480円			
〃	班長	年報酬	年額	7,700円			
〃	〃	出動報酬	1回につき	480円			
					〃 特設分団員	年額 40,000円	
〃	団員	年報酬	年額	6,600円	〃 その他団員	年額 6,000円	
〃	〃	出動報酬	1回につき	480円			
〃	〃	技術報酬	年額	7,500円			
					隣保館運営委員会 委員	年額 8,000円	その他の特別職で新市において引き続き設置する必要があるものは、現行の委員数、任期、報酬額を基に新市発足までに調整する。
					保育園運営委員会 委員	年額 8,000円	
					農業振興地域整備促進協議会委員	年額 10,000円	
					商工振興対策協議会 委員	年額 8,000円	
					産業医 医師	年額 200,000円	

現況		調整方針
西脇市	黒田庄町	
◎その他の特別職に属する非常勤の職員 勤務１日につき10,000円を超えない範囲内で任命権者が定める額。 ただし、任命権者が特に必要と認めた場合は、 310,000円を超えない範囲内で月額で定めることができる。	◎その他の特別職に属する非常勤の職員 勤務１日につき 8,000 円を超えない範囲内で任命権者が町長と協議して定めた額	